

L A N型通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧

(L A N型通信網サービスの種類)

第3条の2 当社が提供する L A N型通信網サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
第3種サービス	<u>都道府県の区域をまたがる通信が可能なもの</u>
第4種サービス	<u>同一の都道府県の区域における通信のみが可能なもの</u>

2 (略)

3 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1類 利用料金

第1 削除

第2 削除

第3 第3種サービスに関するもの (略)

第4 第4種サービスに関するもの

1 適用

区 分	内 容										
(1) L A N型通信網サービス区域の設定	(略)										
(2) 品目等に係る料金の適用	当社は、第4種サービスの利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目を定めます。 ア 品目<table><tr><th>品 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>10Gb/s ～ (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>90Gb/s</td><td></td></tr><tr><td>100Gb/s</td><td>100.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>400Gb/s</td><td>400.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr></table>	品 目	内 容	10Gb/s ～ (略)	(略)	90Gb/s		100Gb/s	100.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの	400Gb/s	400.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの
品 目	内 容										
10Gb/s ～ (略)	(略)										
90Gb/s											
100Gb/s	100.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの										
400Gb/s	400.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの										

新

(L A N型通信網サービスの種類)

第3条の2 当社が提供する L A N型通信網サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
第3種サービス (ビジネスイーサ ワイド) (Interconnected WAN)	<u>契約者回線群内における2以上の契約者回線相互間の通信が可能なもの</u>
第4種サービス (All-Photonics Connect)	<u>2の契約者回線相互間の通信のみが可能なもの</u>

2 (略)

3 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1類 利用料金

第1 削除

第2 削除

第3 第3種サービスに関するもの (略)

第4 第4種サービスに関するもの

1 適用

区 分	内 容																
(1) L A N型通信網サービス区域の設定	(略)																
(2) 品目等に係る料金の適用	当社は、第4種サービスの利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目を定めます。 ア 品目<table><tr><th>品 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>10Gb/s ～ (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>90Gb/s</td><td></td></tr><tr><td>100Gb/s</td><td>100.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td><u>200Gb/s</u></td><td><u>200.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</u></td></tr><tr><td><u>300Gb/s</u></td><td><u>300.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</u></td></tr><tr><td>400Gb/s</td><td>400.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td><u>800Gb/s</u></td><td><u>800.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</u></td></tr></table>	品 目	内 容	10Gb/s ～ (略)	(略)	90Gb/s		100Gb/s	100.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>200Gb/s</u>	<u>200.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</u>	<u>300Gb/s</u>	<u>300.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</u>	400Gb/s	400.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの	<u>800Gb/s</u>	<u>800.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</u>
品 目	内 容																
10Gb/s ～ (略)	(略)																
90Gb/s																	
100Gb/s	100.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの																
<u>200Gb/s</u>	<u>200.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</u>																
<u>300Gb/s</u>	<u>300.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</u>																
400Gb/s	400.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの																
<u>800Gb/s</u>	<u>800.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</u>																

新旧対照

旧		新	
イ 通信の態様による細目 (ア) 回線終端装置による区別		イ 通信の態様による細目 (ア) 回線終端装置による区別	
区 別	内 容	区 別	内 容
タイプ 1	<u>タイプ 2 以外のもの</u>	タイプ 1	<u>同時に複数のインタフェースを利用できないもの</u>
タイプ 2	複数の10Gb/sに係るインタフェースを利用できるもの	タイプ 2	複数の10Gb/sに係るインタフェースを利用できるものであって、10Gb/sから100Gb/sまでの品目を選択できるもの
		タイプ 3	複数の100Gb/sに係るインタフェースを利用できるものであって、100Gb/sから400Gb/sまでの品目を選択できるもの
		タイプ 4	複数の400Gb/sに係るインタフェースを利用できるものであって、400Gb/s又は800Gb/sの品目を選択できるもの
備考 <u>1 タイプ 1 のものにあつては、品目が10Gb/s、100Gb/s又は400Gb/sのものに限り提供します。</u> <u>2 タイプ 2 のものにあつては、品目が400Gb/s以外のものに限り提供します。</u> <u>3 契約者は、タイプ 1 とタイプ 2 の間の変更の請求を行うことはできません。タイプ 2 は、400Gb/sの品目では選択できません。</u>		備考 <u>1 次のいずれかの場合には、契約者からの請求により回線終端装置を設置しない形態を選択することができます。</u> <u>ただし、タイプ 1 のものであって、インタフェースによる区別が4 I 1－9 D 1 F (O T U 4) インタフェースのものについては、この限りではありません。</u> <u>(1) その契約者回線の終端の場所が収容 L A N 型通信網サービス取扱所内となるとき。</u> <u>(2) タイプ 3 及びタイプ 4 のものについて、その契約者が当社が別に定める者である等、当社の業務遂行上支障がないと当社が認めるとき。</u> <u>2 契約者は、回線終端装置による区別の変更及び回線終端装置を設置する形態又はしない形態の請求を行うことはできません。</u>	
(イ) インタフェースによる区別		(イ) インタフェースによる区別	
区 別	内 容	区 別	内 容
下記以外のもの	ユーザ・網インタフェースがIEEE 802.3 標準に準拠したもの	下記以外のもの	ユーザ・網インタフェースがIEEE 802.3 標準に準拠したもの
4 I 1－9 D 1 F (O T U 4) インタフェース	ユーザ・網インタフェースがITU-T G. 709標準に準拠したものです	4 I 1－9 D 1 F (O T U 4) インタフェース	ユーザ・網インタフェースがITU-T G. 709標準に準拠したものです

新旧対照

旧		新													
	備考 1 4 I 1－9 D 1 F (O T U 4) インタフェースのものにあつては、100Gb/s品目のものであつて、回線終端装置による区別がタイプ1のものに限り提供します。 2 インタフェースによる区別は、1のL A N型通信網契約ごとに選択していただきます。 3 契約者は、インタフェースによる区別の変更の請求を行うことはできません。		備考 1 4 I 1－9 D 1 F (O T U 4) インタフェースのものにあつては、100Gb/s品目のものであつて、回線終端装置による区別がタイプ1 <u>又はタイプ3</u>のものに限り提供します。 2 インタフェースによる区別は、1のL A N型通信網契約ごとに選択していただきます。 3 契約者は、インタフェースによる区別の変更の請求を行うことはできません。 <u>ただし、回線終端装置による区別がタイプ3のものについては、この限りでありません。</u>												
	ウ 保守の態様による細目 <table><tr><th>細 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>メニュー1</td><td>中継回線が二重化されていないもの</td></tr><tr><td>メニュー2</td><td>中継回線が二重化されているものであつて、主たる中継回線が利用できなくなったときに、他の中継回線に経路を変更することにより、該当の品目の伝送速度での符号伝送が可能なもの</td></tr></table> 備考 1 (略) 2 メニュー2のものについては、その契約者回線の終端の場所が収容L A N型通信網サービス取扱所内となる場合に限り提供します。<u>また、回線終端装置は設置しません。</u> 3 (略) 4 契約者は、<u>メニュー1とメニュー2の間の</u>変更の請求を行うことはできません。	細 目	内 容	メニュー1	中継回線が二重化されていないもの	メニュー2	中継回線が二重化されているものであつて、主たる中継回線が利用できなくなったときに、他の中継回線に経路を変更することにより、該当の品目の伝送速度での符号伝送が可能なもの		ウ 保守の態様による細目 <table><tr><th>細 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>メニュー1</td><td>中継回線が二重化されていないもの</td></tr><tr><td>メニュー2</td><td>中継回線が二重化されているものであつて、主たる中継回線が利用できなくなったときに、他の中継回線に経路を変更することにより、該当の品目の伝送速度での符号伝送が可能なもの</td></tr></table> 備考 1 (略) 2 メニュー2のものについては、その契約者回線の終端の場所が収容L A N型通信網サービス取扱所内となる場合であつて、<u>同一の都道府県の区域内における通信を行う場合に</u>限り提供します。<u>この場合において、契約者回線の終端に回線終端装置は設置しません。</u> 3 (略) 4 契約者は、<u>保守の態様による細目の</u>変更の請求を行うことはできません。	細 目	内 容	メニュー1	中継回線が二重化されていないもの	メニュー2	中継回線が二重化されているものであつて、主たる中継回線が利用できなくなったときに、他の中継回線に経路を変更することにより、該当の品目の伝送速度での符号伝送が可能なもの
細 目	内 容														
メニュー1	中継回線が二重化されていないもの														
メニュー2	中継回線が二重化されているものであつて、主たる中継回線が利用できなくなったときに、他の中継回線に経路を変更することにより、該当の品目の伝送速度での符号伝送が可能なもの														
細 目	内 容														
メニュー1	中継回線が二重化されていないもの														
メニュー2	中継回線が二重化されているものであつて、主たる中継回線が利用できなくなったときに、他の中継回線に経路を変更することにより、該当の品目の伝送速度での符号伝送が可能なもの														
(3)～(7)	(略)	(3)～(7)	(略)												
(8) サービスの品質（故障回復時間S L A）に係る利用料金の適用	ア 当社は、第4種サービスについて、その第4種サービスに係るL A N型通信網契約者の責めによらない理由により、その第4種サービスを全く利用できない状態（その第4種サービスによる全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この欄に	(8) サービスの品質（故障回復時間S L A）に係る利用料金の適用	ア 当社は、第4種サービス <u>（タイプ1及びタイプ2のものであつて、同一の都道府県の区域内における通信を行うものに限り</u> ます。 <u>以下この欄において同じとします。）</u> について、その第4種サービスに係るL A N型通信網契約者の責めによらない理由により、その第4種サービスを全く利用できない状												

新旧対照

旧		新	
	において同じとします。)が生じた場合(第34条(利用料金の支払義務)第2項第3号の表の1若しくは4(第29条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に、当社がその第4種サービスの利用の中止をあらかじめそのLAN型通信網契約者に通知した場合又は端末設備に起因し全く利用できない状態となった場合を除きます。)に規定する場合に限ります。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、2時間以上その状態が連続したときに、第34条第2項第3号の表の1欄又は4欄の規定により支払いを要することとなる利用料金に代えて、イに規定する料金(以下この欄において「SLA基準額」といいます。)からウに規定する料金(以下この欄において「SLA料金額」といいます。)を減額した額を適用します。		態(その第4種サービスによる全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。)が生じた場合(第34条(利用料金の支払義務)第2項第3号の表の1若しくは4(第29条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に、当社がその第4種サービスの利用の中止をあらかじめそのLAN型通信網契約者に通知した場合又は端末設備に起因し全く利用できない状態となった場合を除きます。)に規定する場合に限ります。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、2時間以上その状態が連続したときに、第34条第2項第3号の表の1欄又は4欄の規定により支払いを要することとなる利用料金に代えて、イに規定する料金(以下この欄において「SLA基準額」といいます。)からウに規定する料金(以下この欄において「SLA料金額」といいます。)を減額した額を適用します。
(9)	イ (略)	(9)	イ (略)
～ (略)		～ (略)	
(11)		(11)	

2 料金額

2-1 基本料

2-1-1 基本額

2-1-1-1 タイプ1に係るもの (略)

2-1-1-2 タイプ2に係るもの (略)

2-1-2 加算額 (略)

2 料金額

2-1 基本料

2-1-1 基本額

2-1-1-1 タイプ1に係るもの (略)

2-1-1-2 タイプ2に係るもの (略)

2-1-1-3 タイプ3に係るもの

35kmまでごとに月額

品 目	料 金 額
100Gb/s	1,900,000円(税込価格 2,090,000円)
200Gb/s	2,900,000円(税込価格 3,190,000円)
300Gb/s	3,900,000円(税込価格 4,290,000円)
400Gb/s	4,900,000円(税込価格 5,390,000円)

2-1-1-4 タイプ4に係るもの

35kmまでごとに月額

品 目	料 金 額
400Gb/s	4,900,000円(税込価格 5,390,000円)
800Gb/s	8,900,000円(税込価格 9,790,000円)

2-1-2 加算額 (略)

新旧対照

旧						新						
基本的な技術的事項						基本的な技術的事項						
種 類		インタフェース種別	物理的条件	電氣的／光学的条件		種 類		インタフェース種別	物理的条件	電氣的／光学的条件		
				送出電圧等	その他					送出電圧等	その他	
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
第 4 種サービス	10Gb/s	(略)	(略)	(略)	(略)	第 4 種サービス	10Gb/s	(略)	(略)	(略)	(略)	
	100Gb/s (下記以外のもの)	(略)	(略)	(略)	(略)		100Gb/s (下記以外のもの)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	100Gb/s (4 I 1－9 D 1 F (O T U 4)インタフェース)	4I1-9D1F (OTU4) (回線終端装置あり)	LC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20準拠)	光 出 力 10.0dBm (平均値) 以下	・ ITU-T G. 709 / G. 959.1 準拠			100Gb/s (4 I 1－9 D 1 F (O T U 4)インタフェース)	4I1-9D1F (OTU4) (回線終端装置あり)	LC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20準拠)	光 出 力 10.0dBm (平均値) 以下	・ ITU-T G. 709 / G. 959.1 準拠
									4I1-9D1F (OTU4) (回線終端装置なし)	SC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-4準拠) 又は LC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20準拠)	光 出 力 10.0dBm (平均値) 以下	・ ITU-T G. 709 / G. 959.1 準拠
400Gb/s	400Gb/s	400GBASE-FR4 (回線終端装置あり)	LC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20準拠)	光出力9.3dBm (平均値) 以下	・ MSA 準拠	400Gb/s	400Gb/s	400GBASE-FR4 (回線終端装置あり)	LC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20準拠)	光出力9.3dBm (平均値) 以下	・ MSA 準拠	
		400GBASE-FR4 (回線終端装置なし)	SC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-4準拠) 又は LC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20準拠)	光出力9.3dBm (平均値) 以下	・ MSA 準拠			400GBASE-FR4 (回線終端装置なし)	SC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-4準拠) 又は LC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20準拠)	光出力9.3dBm (平均値) 以下	・ MSA 準拠	
								400GBASE-LR4 (回線終端装置あり)	LC形単心光ファイバコネクタ (IEC61754-20準拠)	光出力 11.1dBm (平均値) 以下	・ MSA 準拠	

新旧対照

旧		新					
				400GBASE-LR4 (回線終端装 置なし)	SC形単心光フ アイバコネク タ(IEC61754-4 準拠)又はLC形 単心光ファイ バコネクタ (IEC61754-20 準拠)	光出力 11.1dBm (平均値)以下	・MSA準拠
		附 則（令和6年11月28日企第155500000503号） この改正規定は、令和6年12月1日から実施します。					